令和 8 年度　文京区障害者地域自立支援協議会
第 1 回　相談・地域生活支援専門部会　次第

日　時　　令和 8 年 7 月 17 日(金)午前 10 時から
場　所　　文京シビックセンター3 階 障害者会館会議室 AB

1　　開会挨拶　　文京区障害者自立支援協議会　副会長　志村健一氏より

2　　委員自己紹介　　【資料第 1 号】

3　　議題

（1）令和 8 年度自立支援協議会について　　【資料第 2 号】【資料第 3 号-1～4】

（2）支援を円滑に引き継いでいく方法について　　【資料第 4 号】

（3）暮らしをサポートする仕組みについて　　【机上配布・回収資料】
（グループワーク形式）

4　総括

5　事務連絡　次回日程等

《配付資料》
【資料第 1 号】令和８年度相談・地域生活支援専門部会委員名簿
【資料第 2 号】文京区障害者地域自立支援協議会要綱
【資料第 3 号-1】令和 8 年度文京区障害者地域自立支援協議会組織図
【資料第 3 号-2】令和 8 年度文京区障害者地域自立支援協議会スケジュール
【資料第 3 号-3】文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等
【資料第 3 号-4】令和 8 年度文京区障害者地域自立支援協議会　各専門部会の検討事項について
【資料第 4 号】『文京区版介護保険サービスへの引き継ぎチェックシート』修正版
【机上配布資料】令和 8 年度第 1 回グループ別出席者名簿
【机上配布・回収資料】暮らしをサポートする仕組みについて〖報告事例〗及び GW 用模造紙

【資料第１号】

令和8年度 文京区障害者地域自立支援協議会
相談・地域支援専門部会委員名簿

役職	氏名	所属等
副会長	志村　健一	東洋大学福祉社会デザイン学部　教授
部会長	樋口　勝	本富士生活あんしん拠点　管理者
副部会長	阿部　智子	訪問看護ステーションけせら 統括所長
	清水　健太	文京地域生活支援センターあかり　施設長
	関根　義雄	スタジオＩＬ文京　理事
	三輪　加子	ケアワーク弥生　介護支援部管理者　管理者
	辻廣　直己	大塚生活あんしん拠点　管理者
	夏堀　龍暢	祐ホームクリニック吾妻橋　医師
	松尾　裕子	地域活動支援センターエナジーハウス 所長
	安部　優	リアン文京　課長
	中谷　伸夫	高齢者あんしん相談センター本富士　センター長
	上村　紗月	文京区社会福祉協議会 地域福祉推進係長
	大橋　久	文京区民生委員・児童委員協議会 本富士地区副会長
	齋藤　みさ	文京区民生委員・児童委員協議会 富坂地区副会長
	福田　洋司	障害福祉課身体障害者支援係長
	須田　浩史	障害福祉課知的障害者支援係長
	荒井　早紀	障害福祉課障害者施設担当係長
	渋谷　尚希	予防対策課精神保担当係長
	加藤　たか子	保健サービスセンター保健指導係長

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

１９文福障第１７０５号　平成２０年２月１８日区長決定
１９文福障第２１９１号　平成２０年３月３１日一部改正
２３文福障第２６９２号　平成２４年３月３０日一部改正
２４文福障第６８８号　平成２４年６月０１日一部改正
２４文福障第２１２７号　平成２５年１月２４日一部改正
２６文福障第３１４５号　平成２７年３月３０日一部改正
２７文福障第２２３８号　平成２８年２月０１日一部改正
３０文福障第２６５７号　平成３１年３月１５日一部改正
２０１９文福障第２９８２号　令和２年３月１８日一部改正
２０２０文福障第２０４５号　令和２年１２月１８日一部改正
２０２１文福障第２０８４号　令和３年１２月１７日一部改正
２０２２文福障第２００６号　令和４年１２月２日一部改正
２０２３文福障第３２５０号　令和６年３月２９日一部改正
２０２５文福障第３２５０号　令和８年３月１７日一部改正

（目的及び設置）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３第１項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

⑴　障害者相談支援事業等に関すること。
⑵　地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
⑶　障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
⑷　権利擁護の取組に関すること。
⑸　就労等社会生活の支援に関すること。
⑹　その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

⑴　学識経験者　　２名以内
⑵　精神科医師　　１名
⑶　障害者相談員　２名
⑷　別表第１に掲げる機関から推薦のあった者
⑸　別表第２に掲げる職にある者

⑹　その他区長が必要があると認めた者

（委員の任期）

第４条　前条の委員の任期は３年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会は、会長が招集する。

２　会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（専門部会）

第７条　協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

２　前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

⑴　相談・地域生活支援専門部会

⑵　就労支援専門部会

⑶　権利擁護専門部会

⑷　障害当事者部会

⑸　こども支援専門部会

３　部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

４　部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

５　部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

６　部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下の項において同じ。）は、必要に応じて、部会の検討内容に関連するワーキンググループ等を開催することができる。

７　第２項各号に規定する部会の部会員は、部会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。

８　部会長は、必要があると認めたときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。

９　部会は、部会長又は第１２項各号に規定する機関等が招集する。

１０　部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

１１　会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。

１２　第２項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。

⑴　相談・地域生活支援専門部会

文京区障害者基幹相談支援センター及び福祉部障害福祉課

⑵　就労支援専門部会

文京区障害者就労支援センター

⑶　権利擁護専門部会

文京区社会福祉協議会権利擁護センター

⑷　障害当事者部会

文京区基幹相談支援センター

⑸　こども支援専門部会

福祉部障害福祉課

１３　部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

（運営会議）

第８条　会長は、協議会のあり方、部会の再編及び課題整理等について検討する運営会議を開催することができる。

２　運営会議は、会長、副会長、部会長及び第７条第１２項各号に規定する機関等をもって構成する。

（守秘義務）

第９条　協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第１０条　協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２０年３月１日から施行する。

（委員の任期の特例）

２　第４条の規定に関わらず、平成１９年度に委嘱した委員の任期は、平成２２年３月３１日までとする。

付　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２４年６月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

（公募手続）

２　改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第８条第３項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

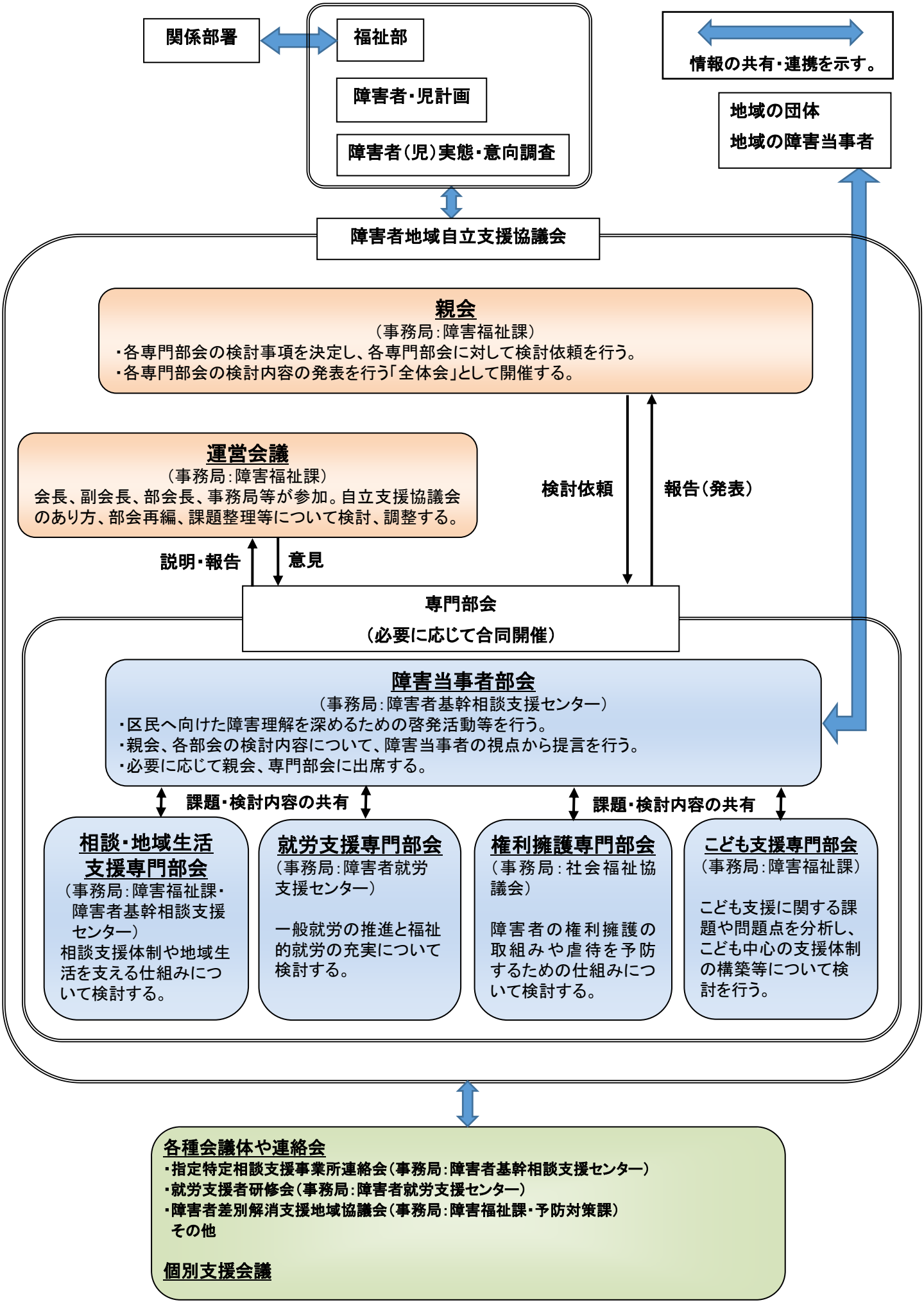
福祉関係	文京区社会福祉協議会 民生・児童委員協議会 障害当事者団体	１名 １名 １名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所 都立精神保健福祉センター	１名 １名
事業者関係	区内障害福祉サービス事業者等	７名以内

別表第２（第３条関係）

区職員　委員	福祉部障害福祉課長 保健衛生部保健対策担当課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

【資料第 3-1 号】

令和８年度　文京区障害者地域自立支援協議会　組織図



【資料第3-2号】

令和8年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会（親会）			第1回 6/1								第2回（全体会）	
運営会議		第1回 4/20						第2回				
障害当事者部会		説明・報告 / 意見	検討依頼	第1回 説明 / 意見		第2回		説明・報告 / 意見		第3回 説明 / 意見		発表
専門部会												
相談・地域生活支援専門部会				第1回 7/17			第2回 10/2		第3回 12/4			
就労支援専門部会				第1回			第2回			第3回		
権利擁護専門部会				第1回			第2回			第3回		
こども支援専門部会			第1回		第2回		第3回			第4回		

全体会に資料提出が間に合うよう、各専門部会は会議を開催

【資料第3-3号】

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
親会	委員委嘱(3年任期) 全体会の実施	全体会の実施 障害者・児計画事業実績の評価	委員委嘱(3年任期) 全体会の実施
相談・地域生活支援専門部会	暮らしをサポートする仕組みについて検討 支援を円滑に引き継いでいく方法について検討	引き継ぎチェックシートの作成	引き継ぎチェックシートの周知活動
就労支援専門部会	就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討 令和6年度地域支援フォーラム企画検討 週20時間未満の働 き方についての事例を通じた検討	就労選択支援について検討	就労選択支援について検討、全体会にて発表
権利擁護専門部会	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討 ケースを通じたライフステージにおける意思決定支援について事例検討	成年後見制度利用ガイドの作成	権利擁護に関する課題の再整理
障害当事者部会	「心のバリアフリーハンドブック」改訂案について意見交換 部会委員による各専門部会傍聴、ボランティア活動の実施、発表	防災について体験・検討、全体会にて発表 民生・児童委員協議会との交流会	防災について体験・検討
子ども支援専門部会	産前から小学生までの切れ目ない支援についてゲストスピーカーを交えながら意見交換	教育と福祉が協働するための研修会を実施	教育・医療・福祉の顔が見える関係を深めるための研修会を実施

令和８年度文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の検討事項について

令和８年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、文京区障害者地域自立支援協議会運営会議へ検討の進捗状況等を報告する。

また、年度末には、文京区障害者地域自立支援協議会（全体会）において各専門部会の検討内容の発表を行う。

各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

記

１　相談・地域生活支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステムや障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築等について調査・研究・検討を行う。

支援を円滑に引き継いでいく方法及び暮らしをサポートする仕組みについて検討する。

２　就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

就労選択支援事業について、更なる研究及び検討を重ねる。

３　権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイドの活用、および、障害者の住まいの課題について検討する。

４　障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協働して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

５　こども支援専門部会

こども支援に関する課題や問題点を分析し、ライフステージに応じた切れ目」ない「こども中心の支援体制」の構築等について検討を行う。

こども支援に関する福祉、教育、保健及び家庭支援等の関係機関による相互理解・連携の促進を図り、こどもの特性理解に基づいた切れ目ない支援の課題について検討を行う。

移行手続きに関するイメージ図

非該当 (介護認定なし)

- 介護認定が非該当 (介護認定なし)の場合は、現状の支給内容が継続

障害福祉サービス →(継続)→ 障害福祉サービス

介護認定あり(要介護/要支援)

- 介護認定を受けた場合は、介護保険サービスが優先

障害福祉サービス →(移行)→ 介護保険サービス

- 障害福祉サービス固有のサービスは、介護保険サービスと原則併用が可能

障害福祉固有のサービス →(横出し)→ 介護保険サービス / 障害福祉サービス

- 移行によりサービス量が不足してしまう場合は、移行前の生活の質を維持する観点から、障害福祉サービスを上乗せして支給できる場合がある

移行前よりサービス量が不足 →(上乗せ)→ 障害福祉サービス / 介護保険サービス

費用

介護保険サービスにおいては、所得に応じ、サービスにかかった費用 の1～3割の利用者負担が発生します。ただし、生活保護世帯の場合、利用者負担額は生活保護の介護扶助から支給されるため、原則として本人負担はありません。

行政窓口

知的障害:障害福祉課知的障害者支援係(03-5803-1214　区役所9階北側)
身体障害:障害福祉課身体障害者支援係(03-5803-1219　同上)
精神障害・難病患者等:予防対策課精神保健担当(03-5803-1847　区役所8階南側)
介護保険:介護保険課介護保険相談係(03-5803-1383　区役所9階南側)

本紙は、文京区障害者地域自立支援協議会の相談・地域生活支援専門部会にて、『切れ目のない支援』を目的に、介護保険サービスへの円滑な移行を目指して、支援者向けに作成されました。
※令和8年4月時点の法制度に準拠しています。

文京区版 介護保険サービスへの引き継ぎチェックシート

支援者用

障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行手続きについて

「障害福祉」と「介護保険」、両サービスの動きについて、以下の事例に沿ってご紹介しています。支援の際に、ご活用ください。

障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行した事例

障害福祉サービスを利用しているAさんは、介護保険申請手続きの結果、要介護1と定されました。そのため、介護保険サービスへの移行が必要となりました。Aさんは、今、利用しているサービスが、今後も受けられるのか、これまでと変わらず生活を続けられるのか、不安に思っています。

では、実際に、Aさんを事例を参考に、流れを確認していきましょう。

Aさんの概要

- 身体障害者手帳1級(視覚障害)
- 精神障害保健福祉手帳3級
- 障害支援区分2
- 所得区分　非課税世帯

利用中のサービスの移行の状況

- 居宅介護(月10時間)　→移行:訪問介護
- 同行援護(月40時間)　→継続　※障害福祉固有のため
- 就労継続支援B型　→継続　※障害福祉固有のため

利用者負担

- 障害福祉サービス:非課税世帯は、原則無料。課税状況に応じ自己負担有り
- 介護保険サービス:所得に応じ、原則1割～3割の自己負担有り

※　Aさんの場合:移行した訪問介護について、自己負担が発生します

障害福祉サービスから介護保険サービス移行までの流れ

すでに障害福祉サービスを利用している方が、65歳の誕生日を迎える時に、
原則として介護保険の申請が必要になります。

64歳

障害福祉サービスの動き

現在、利用中のサービスについて、継続できるものと介護保険サービスに移行する可能性があるものについて、説明する準備を開始

ご本人宛に介護保険サービス申請の通知が届くので、一緒に確認

介護保険サービスの動き

ご本人の障害特性に合わせて、丁寧な準備が必要です。

セルフプランの方に対しては、身近な支援者や障害福祉サービスを申請した窓口での丁寧なやりとりが大切です。

【申請窓口】

- **介護保険課認定調査係**
 ※郵送・電子申請も可
- **高齢者あんしん相談センター**

65歳誕生日
60日前から申請が可能

通院先の先生に、介護保険の手続きを進めていることを、伝えてください。

【申請後の流れ】

1. 訪問調査

調査員が自宅等を訪問し、心身の状況等についての調査。家族や支援者も立会いが可能

2. 主治医意見書

申請時に指定した主治医に対し、心身の状況等について意見書の提出を依頼

3. 介護認定審査会

保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会による審査・判定

※結果が出るまでに、1か月半ほどかかる。

65歳

障害福祉サービスの動き

介護認定結果

非該当
（介護認定なし）

↓

障害福祉サービス
継続

↓

障害福祉サービスが継続するため、相談支援専門員によるプランニングやマネジメントの対応も継続

介護保険サービスの動き

介護認定結果

介護認定あり
（要介護/要支援）

↓

介護保険サービス
移行

↓

【ケアプラン作成の相談窓口】

- **要介護：居宅介護支援事業所**
- **要支援：高齢者あんしん相談センター**

※認定結果により、相談先が異なる

↓

障害福祉サービス固有の
サービスを利用しているか否か

利用している

↓

障害福祉サービス固有のサービスを踏まえ、ケアマネジャーによりケアプランを作成し、提出

【ケアプランの提出先】

- **介護保険課**
- **障害福祉課/予防対策課**

利用していない

↓

介護保険サービス
のみを利用

「相談支援専門員」として、ケアマネジャーと積極的にコミュニケーションをとることが、ご本人にとって、必要なサービス利用につながります。